

台東区子育て世帯住宅リフォーム支援制度

NEW

対象工事を拡充しました！



子供の年齢と世帯の所得制限を変更！

高校生以下のお子様がいる世帯で世帯総所得が1,200万円以下で該当するリフォーム工事をすると

上限 **20**万円

対象工事費（消費税を除く）の3分の1

リフォーム工事前に申請が必要です

子育て世帯の居住環境の向上を目的としたリフォーム工事を行う対象世帯に助成金を交付します。

対象住宅	対象者自ら居住している、またはリフォーム工事後に居住する区内の住宅であること。 ※マンション等共同住宅の場合は、専有部分のみが対象
対象者	<ul style="list-style-type: none">18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子供(高校生以下の子供)を扶養し同居※していること、又は申請者本人もしくは同居※の配偶者が出産前で母子健康手帳の交付を受けていること。 ※同居予定でも可申請者本人、配偶者及び申請者と同居する方全員の前年(1月から6月に申請する場合は前々年)の総所得金額の合計が1,200万円以下であること。
対象工事	手すりの取付工事 / 段差の解消工事 / 滑りの防止のための床材の変更等工事 / 進入防止フェンスの設置工事 / コンセント位置の移動工事、シャッター付コンセントの設置工事 / 引き残しの確保のための扉の取替等工事 / 柱、壁、造り付け家具等の面取り加工等工事 / ドアストッパー等の設置工事 / 指はさみ防止のための折戸取替等工事 / 浴室扉の鍵の設置等工事 / 人感センサー付玄関照明設置工事 / 足元灯の設置工事 / 火傷防止用カバー付き水栓、サーモスタット式水栓等の設置工事 / 安全装置付調理器の設置工事 / 子供の様子を把握しやすい対面式キッチンの設置工事 / 和式トイレの洋式化工事 / 浴槽の取替工事(跨ぎの低い浴槽へ取替) / 間取り変更工事 / 造り付け家具設置工事(収納、棚の増設等) / 遮音性、防音性が向上する床材、壁材への取替工事 ※物品の購入のみで、工事を伴わない場合は対象外です。
助成金額	対象工事費(消費税を除く)の3分の1 (上限額20万円)
留意点	<ul style="list-style-type: none">リフォーム工事着手前にご相談、ご申請ください。「交付決定通知」をお渡しする前に着工した場合は、助成金の対象外となります。予算には限りがあります。上限に達し次第終了となります。詳しくは、住宅課で配布するパンフレット又は区のホームページをご覧ください。



問い合わせ：台東区役所住宅課 ☎03(5246)1468

←詳細は左の二次元コードからHPをご覧ください